



平成 28 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6035)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 古 田 温 子
(TEL. 03-3519-6750)

譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）による 役員向け短期業績達成条件付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新しい役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し（以下、「本決議」といいます。）、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月開催予定の当社株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社および当社の完全子会社である株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「アイ・アール ジャパン」といいます。）の監査等委員でない取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に譲渡制限付株式を交付する報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役のうち当社の取締役に對して譲渡制限付株式の交付のために金銭報酬債権を当社から報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 1 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は、年額 50 百万円以内とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役のうち当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。株主の皆様にご承認をお願いする報酬枠の金額等については、下記 3. の指名・報酬諮問委員会の答申事項を踏まえ、今後取締役会において決議する予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社又はアイ・アール ジャパンから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 譲渡制限

対象取締役は当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない

② 業績達成による譲渡制限解除

当社の平成 30 年 3 月期の決算短信に記載された連結営業利益の前年度（平成 29 年 3 月期）比の水準があらかじめ定めた水準を達成した場合に、①の譲渡制限が解除される

③ 譲渡制限期間

対象取締役が当社の普通株式について譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日（平成 29 年 8 月予定）から、平成 30 年 3 月期の決算短信発表日までの約 9 か月間

④ 一定の事由が生じた場合（②の業績達成による譲渡制限解除がなされなかった場合等）には当社が当該普通株式を無償で取得する

3. 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は本決議に先立ち、平成 28 年 9 月 16 日の取締役会決議を経て、当社および当社の主要子会社の取締役の指名、ならびに報酬等の公正性および客観性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的として、指名・報酬諮問委員会を設置しており、本決議は、平成 28 年 10 月 27 日付指名・報酬諮問委員会の答申事項を踏まえたものとなります。

指名・報酬諮問委員会のメンバーは以下の通りです。

委員長	木村 紘一郎	(監査等委員・独立社外取締役)
委員	家森 信善	(監査等委員・独立社外取締役)
委員	寺下 史郎	(代表取締役社長・CEO)

以 上